

砂防指定地内制限行為許可を要しない行為

(1) 通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為

① 砂防設備又は堰堤工、護岸工、管理幅を兼ねる道路等の砂防設備に準ずる施設から3メートル以上離れている土地で行う行為で次に掲げるもの

ア 過去に砂防指定地内制限行為許可を受けて開墾し、掘削し、盛土し、切土し、その他形質を変更した土地における建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築又は除却(以下を除く)

a 集合住宅等の大規模なもの

b 宅地において行う切土又は盛土のうち、以下に掲げるもの

- ・切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ・盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ・切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ・上記のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

イ 建築物その他の工作物の新設、改築もしくは増築又は除却で簡易なもの(当該地で建造等するのではなく、掘削等を伴わず製品を設置等するのみのもの)

※当規定に該当するかどうかは、各土木事務所等にお問い合わせ下さい

ウ 地表から1メートル未満の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの

エ 地質調査のためのボーリング

オ 電柱(鉄塔を除く)の設置

カ 線類又は管類の敷設で国または地方公共団体から道路、河川等の公共土木施設に係る占使用許可を受けている行為

② 木竹の伐採で次に掲げるもの

ア 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

a 森林法の許可・届出に基づく木材の伐採のうち皆伐を除くもの

b aの外、森林の施業に必要な地拵え、下刈、つる切、除伐、枝打、間伐、整枝又は択伐

c 森林以外の区域内において樹木等の手入れのため必要となる地拵え、下刈、つる切、除伐、枝打、間伐、伐採、整枝又は択伐

d 倒木、枯死木又は著しく損傷した立木の伐採

e 自家の生活の用に充てるため必要な木竹、果樹、芝草等の伐採又は採取

f 害虫のまん延を防止するための木材の伐採

g 近隣の道路等の公共施設又は住宅もしくは学校等の建築物の管理に支障となる木竹の伐採

イ 電線類の設置又は維持のために必要な木竹の伐採

a 電線類(電話線を含む。以下同じ)の設置のため必要となる木竹の伐採

b 電線類の保守・管理に支障となる木竹の伐採

ウ 測量又は実施調査のために必要な木竹の伐採

a 測量又は実地調査の支障となる木材の伐採

b 測量又は実地調査に係る標識設置の支障となる木竹の伐採

③ 既存の田畑における農耕又は果樹の手入れのために必要な土地の形質の変更

④ 電気事業者及び第1種電気通信事業者が架空の横断電線(電柱を除く)を設けるために占用する場合(各戸への引き込み線含む)

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

当行為に該当するかどうかは、各土木事務所等に確認して下さい